（型式承認に要する附属品及び書類）

第五十五条　法第四十九条の二十一第三項の経済産業省令で定める附属品の数量は、第十一条に掲げる附属品の規格に適合するために必要な数とする。

別表（第三十条関係）

製造する容器等の区分	容器等事業区分
［略］	［略］
［略］	［略］
［略］	［略］
［略］	［略］
［略］	［略］
［略］	［略］
国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器	百七類
国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用附属品	百八類

様式第22（第48条関係）

［略］

備考１　［略］

○経済産業省令第七十三号

電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）の一部の施行に伴い、並びに電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二十二条の二第一項、第二十二条の三第一項及び第二項、第二十三条第一項から第五項まで、第二十三条の二第一項、第二十三条の三第一項、第二十三条の四（第二十七条の十二において読み替えて準用する場合を含む。）、第二十七条の十一の二第一項、第二十七条の十一の三第一項及び第二項、第二十七条の十一の四第一項から第四項まで、第二十七条の十一の五第一項、第二十七条の十一の六第一項の規定に基づき、電気事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十二月二十七日

経済産業大臣　世耕　弘成

電気事業法施行規則の一部を改正する省令

（電気事業法施行規則の一部改正）

第一条　電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（供給条件の説明等） **第三条の十二**　［略］ ２　次の各号に掲げるいずれかの再生可能エネルギー電気（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号。以下「再エネ特措法」という。）第二条第二項に規定する再生可能エネルギー電気をいう。以下同じ。）を調達した小売電気	（供給条件の説明等） **第三条の十二**　［略］ ２　次の各号に掲げるいずれかの再生可能エネルギー電気（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号。以下「再エネ特措法」という。）第二条第二項に規定する再生可能エネルギー電気をいう。以下この項及び第四十五条の十

（型式承認に要する附属品及び書類）

第五十五条　法第四十九条の二十一第三項の経済産業省令で定める附属品の数量は、第十一条第一項に掲げる附属品の規格に適合するために必要な数とする。

別表（第三十条関係）

製造する容器等の区分	容器等事業区分
［略］	［略］
［略］	［略］
［略］	［略］
［略］	［略］
［略］	［略］
［略］	［略］
［新設］	［新設］
［新設］	［新設］

様式第22（第48条関係）

［略］

備考１　［略］

２　［略］

３　附属品の型式承認番号の欄は、容器の種類が国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器及び国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器の場合に限り記載すること。

様式第23（第51条関係）

［略］

備考１　［略］

２　［略］

３　附属品の型式承認番号の欄は、容器の種類が国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器及び国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器の場合に限り記載すること。

様式第24（第52条関係）

［略］

備考　［略］

２　附属品の型式承認番号の欄は、容器の種類が国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器及び国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器の場合に限り記載すること。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、平成三十一年一月一日から施行する。